

確定稿

第8回  
朝霞市総合計画審議会議事録

令和2年10月16日

政策企画課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第8回 朝霞市総合計画審議会	
開 催 日 時	令和2年10月16日（金） 午後 2時00分から 午後 4時06分まで	
開 催 場 所	朝霞市民会館 3階 会議室 梅	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 4人	

第8回

朝霞市総合計画審議会

令和2年10月16日(金)

午後 2時00分から

午後 4時06分まで

朝霞市民会館3階 会議室 梅

1 開 会

2 議 事

(1) 第5次朝霞市総合計画後期基本計画(素案)について

3 そ の 他

4 閉 会

---

出席委員(14人)

会	長	知識経験を有する者	中村年春	
副	会	長	市内の公共的団体の役員及び職員	鈴木龍久
委	員	市の議会の議員	黒川滋	
委	員	市の議会の議員	田辺淳	
委	員	市の議会の議員	山下隆昭	
委	員	市の執行機関の委員	平木倫子	
委	員	市内の公共的団体の役員及び職員	小林光夫	
委	員	市内の公共的団体の役員及び職員	松尾哲	
委	員	知識経験を有する者	小澤隆	
委	員	知識経験を有する者	白井康之	
委	員	公募市民	池田悦子	
委	員	公募市民	島根道子	
委	員	公募市民	大門一幸	
委	員	公募市民	平井昭南	

欠席委員（6人）

委	員	市の執行機関の委員	齊 藤 義 之
委	員	市内の公共的団体の役員及び職員	伊 藤 博 行
委	員	市内の公共的団体の役員及び職員	高 橋 健 治
委	員	知識経験を有する者	星 野 敦 子
委	員	知識経験を有する者	水 村 容 子
委	員	公募市民	小 川 和 世

事	務	局	市長公室長	神 田 直 人
事	務	局	政策企画課長	永 里 孝 太
事	務	局	同課課長補佐	櫻 井 正 樹
事	務	局	同課政策企画係長	松 尾 賢 治
事	務	局	同課同係主事	村 岡 拓
事	務	局	副審議監（危機管理担当）	田 畑 善 伸
事	務	局	市民環境部次長兼地域づくり支援課長	清 水 豊
事	務	局	福祉部参事兼福祉相談課長	佐 藤 元 樹
事	務	局	生涯学習部次長兼図書館長	猪 股 敏 裕
事	務	局	都市建設部次長兼開発建築課長	村 沢 敏 美

## 資料一覧

- ・朝霞市総合計画審議会（第8回）次第
- ・資料8-1（補足） 資料8-1の訂正について
- ・資料8-1 第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）
- ・資料8-2 前回の素案からの修正箇所一覧
- ・資料8-3 第6回・第7回審議会における質問・意見一覧（事前質問を除く）
- ・資料8-4 第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定に係る分野別市民懇談会  
開催報告書
- ・資料8-5 小中学生の声を聴く機会・青少年の声を聴く機会 実施報告
- ・資料8-6 事前質問回答一覧（第8回総合計画審議会）
- ・資料8-7 序論 財政に関する整理（修正案）
- ・資料8-8 審議会（第8回）事後質問について
- ・補足資料 資料の訂正について
- ・参考資料 第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会

#### ○事務局・櫻井政策企画課長補佐

定刻となりましたので、朝霞市総合計画審議会第8回の会議を始めます。

本日の開催に当たり、伊藤委員、水村委員、星野委員から欠席の連絡を頂いております。

議事に入る前に、まず、資料の確認をお願いします。

本日、事前に配付しているものは、10月1日付けで送付したものとしまして、次第、資料8-1「第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）」、資料8-2「前回の素案からの修正箇所一覧」、資料8-3「第6回・第7回審議会における質問・意見一覧（事前質問を除く）」、資料8-4「第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定に係る分野別市民懇談会 開催報告書」、資料8-5「小中学生の声を聴く機会・青少年の声を聴く機会 実施報告」、また、別紙としまして、「審議会第8回の開催に当たって」でございます。

また、10月13日付けで送付したものとしましては、資料8-6「事前質問回答一覧（第8回総合計画審議会）」、資料8-7「序論 財政に関する整理（修正案）」、資料8-8「審議会（第8回）事後質問について」、「様式 朝霞市総合計画審議会第8回事後質問票」、また、補足資料としまして、「資料の訂正について」と参考資料として「第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」をお配りしております。お手元におそろいでしょうか。

なお、本日は、職員の検討組織である庁内策定部会から、総務部会、市民環境部会、健康・福祉部会、教育部会、都市建設部会から1人ずつ職員が同席しております。

また、事務局からのお願いとなりますが、会議録を作成する都合上、発言されるときは、まず挙手をしていただき、会長に指名されてからお話ししていただきますよう、お願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マイクは使用いたしませんので御了承ください。

それでは、中村会長、よろしくお願いたします。

#### ○中村会長

委員の皆様、こんにちは。

8月初旬に第7回審議会を開催して2か月余り、ようやく秋めいてきたと思ったらもう10月半ばです。時間のたつのは本当に早いですね。しかし、日本社会は新型コロナウイルス感染症の拡大で、未だに騒然としています。皆様も、日頃から新型コロナウイルスに感染しないように十分御注意なさっているとは思いますが、まだまだ収束が見えておりませんので、今後とも、どうぞ身体に

お気をつけください。

それでは、本日の審議会は非常に大部な内容になっている割に時間が限られておりますので、早速、議事に入りたいと思います。

本日は、序章から第6章までの全部について、皆様方から御意見を頂戴する予定としておりますので、できるだけ効率的に議事を進行していきます。御協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に、この審議会は、市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針に基づいて、原則公開と決定しております。傍聴要領に基づいて傍聴を許可したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局にお伺いします。本日の傍聴希望者は何名いらっしゃいますか。

○事務局・村岡政策企画課政策企画係主事

本日の傍聴希望者は、ただいまのところ、4人いらっしゃいます。

○中村会長

ありがとうございます。現在4人ということですので、傍聴要領に沿って希望者を入室させていただきます。

なお、会議の途中でもし傍聴希望者が現れた場合には、傍聴要領に沿って入場させますので、その点も御了承ください。

○事務局・村岡政策企画課政策企画係主事

会長、よろしいでしょうか。

傍聴者希望者の方から、会議の様子の撮影希望があったのですが、いかがなんでしょうか。

○中村会長

ただいま、事務局から、傍聴希望者から会議の様子を撮影したいとの申し出があったということですが、これについて皆様にお諮りいたします。

審議中の撮影については、審議の妨げとなりますので、それは御遠慮いただきたいと思います。審議に入る前の会議冒頭であれば、これまでも幾つかの審議会で許可しているという前例があるようです。その点も御考慮いただき、皆様にお諮りいたします。いかがなんでしょうか。

○小澤委員

冒頭であればよろしいのではないのでしょうか。

○中村会長

小澤委員から、冒頭であればよいのではないかと御意見がありました。については、会議冒頭に限った撮影を許可いたしますが、審議中の撮影は御遠慮ください。撮影を御希望の方、よろしい

でしょうか。

○傍聴者

はい。

すみません、お時間を頂戴します。

ありがとうございました。

## ◎2 議事（1）第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）について

○中村会長

それでは、審議を始めます。

御手元の会議次第を御覧ください。本日の議事は「第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）について」の一点です。これまでも、審議会において何度か皆様方から御意見を頂戴いたしました。併せて、ペーパー等で事務局に御意見、あるいは御質問を出していただき、それに対する回答も大分出てきております。これらを踏まえて、事務局では原案を何度か手直し、本日改めて素案という形で皆様にお諮りするという段階に至っております。

それでは、ただいま申し上げましたように、何度か修正を加えておりますので、それも含めて第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）について、事務局から資料の説明と、本日の審議会の審議の論点、ポイントについて御説明をお願いいたします。

○事務局・松尾政策企画課政策企画係長

議事（1）について御説明いたします。

前回7月、それから8月の審議会、そして、8月に分野別市民懇談会を開催いたしまして、後期基本計画の素案、施策をお示ししてきました。こちらで頂いた意見を踏まえまして修正した素案が、今回資料8-1としてまとめ上げたところです。

この資料8-1ですが、後期基本計画の冊子に掲載する一連の内容がイメージできるようにまとめていまして、最終的には、この資料にデザインを加えて、冊子として製本することを考えております。この資料からも、後期基本計画の策定に向けて最終段階に近づいていることがお分かりいただけるかと思えます。

先に、本日の審議の位置付けについて申し上げさせていただきますと、本日、素案の審議をいただきまして、もし素案が固まりましたら、11月中旬から30日間のパブリック・コメントを実施しまして、市民の皆様にも御意見を伺いたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

では、素案の中味についての説明に移ります。資料8-1を御用意ください。

資料8-1をおめくりいただきまして、目次を飛ばして1ページ目を御覧ください。



第1部総論ですが、ここから30ページにかけて、前期の冊子と同じ内容を記載しております。次に、31ページを御覧ください。

31ページは、第2部基本構想となっております、こちらも42ページにかけて前期の冊子と同じ内容を記載しています。

43ページを御覧ください。

43ページから174ページにかけて、第3部、後期基本計画と続いております。まず、前回審議会でもお示ししました「序論」そして「序章」が続くのですが、前回から大きく変わった部分に絞って説明いたします。

48ページを御覧ください。

(2)「財政」では、一般会計について歳入・歳出の推移を掲載しておりましたが、50ページを御覧いただきますと、※で令和元年度の決算認定後、データを掲載するということを書いておりますが、ここに一般会計以外の財政データを掲載し、充実させることを記載しております。その後、9月に開催された朝霞市議会において、認定がされましたので、追加資料として今回、資料8-7に(2)「財政」をまとめ直しておりますので、資料8-7を御覧いただければと思います。

48ページから58ページの資料となっております、こちらに一般会計以外を掲載しております。中身の説明は割愛させていただきます。

資料8-1、52ページを御覧ください。

大きく変わった点の二つ目ですが、「4 基本概念(コンセプト)の実現状況」という章を追加しました。こちらに、市政モニターへのアンケート結果から、市の取組に対する市民満足度を掲載しております。

前回審議会でいただいた、「満足度で評価してはどうか」、という御意見を受けまして、こちらに毎年度測定して外部評価の際に用いている評価指標を掲載しております。

52ページから56ページまでにかけて、前期基本計画期間中のコンセプトの実現状況を掲載しており、これを踏まえた上で、続く57ページからの「5 社会の潮流・まちづくりの課題」を整理し直しております。

続きまして、大きく変わった点、こちらが最後になりますが76ページを御覧ください。

76ページから、巻末の174ページに掛けて施策を記載しております。

76ページの左上から、読み方ですが、まず、大柱名「1 防災・消防」。そしてその下に「目指す姿」を記載しまして、前回まではこの大柱の下にあった中柱の成果指標というものをこちらに一括で掲載しております。それから「関連する個別計画」というものを掲載しました。

次に、「具体的な施策」として、中柱名で「(1) 防災対策の推進」とその下に「現状と課題」を

記載して、この中柱の下に設定する小柱を「①総合的な防災体制の強化」、「②防災施設などの整備」のように挙げております。

また、前回審議会で頂きました指標への御意見を踏まえまして、中柱の主な成果指標の全体的に見直しも行っていますが、やはり一つの成果指標だけでその中柱を的確に表すのが難しい施策も幾つか残っておりますので、こちらの施策で取り組む内容や状況の見える化を図るために、中柱施策の下に位置付く事務事業に設定しております指標を中心に、幾つか指標を抜き出しまして、下部の表に「主な関連指標の推移」として掲載しております。

例えば76ページの中柱施策「(1) 防災対策の推進」では、主な関連指標として、「備蓄食料の購入数」、「設備の適切な維持管理」を始めとする五つの関連指標の推移を掲載しました。

最後に、174ページまでこの施策は続くのですが、175ページから資料編として「基本概念と施策の関係」、「SDGsと施策の関係」を、この中で示していたものをマトリクスで記載しております。

資料8-1の説明は、以上となりまして、続きまして残りの資料、簡単に御説明いたします。

資料8-2を御覧いただけますでしょうか。

資料8-2は、「前回の素案からの修正箇所一覧」をまとめておりまして、前回素案としてお示したもののからどこを変更したのかを一覧でまとめております。

次に、資料8-3を御覧ください。

資料8-3は、第6回・第7回審議会における質問・意見一覧になりまして、会議当日の意見、それから事後質問も含めまして、質問に対する市の考えを回答した上で、今回の素案を修正しております。

次に、資料8-4を御覧ください。

8月に開催した「分野別市民懇談会」の開催報告書になります。1枚おめくりいただきますと、当日頂いた質問等を一覧化しておりまして、こちらも、質問に対する市の考えを回答した上で、今回お示した素案を修正しております。

次に、資料8-5を御覧ください。

こちらは、8月に小中学生、それから青少年向けの動画を市の方で作成して公開しまして、任意のホームページアンケートを実施した結果をまとめました。

こちらは、一つ一つの回答は掲載しておりませんが、施策の所管課に情報提供して、頂いた意見を踏まえた上で施策を検討しております。

次に、資料8-6を御覧ください。

資料8-6は、いつも行っています事前質問、今回の審議に当たっての委員の皆様から頂いた事

前質問と市の回答をまとめたものです。

次の資料８－７ですが、これは先ほど述べました財政に関するまとめになりますので、割愛させていただきます。

資料８－８も、議事後の「その他」で御説明差し上げたいと思います。

私から、結びになるのですが、参考資料として一番下にあるかと思いますが、「第２期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」という冊子をお配りさせていただきました。こちらについて簡単に説明させていただいて、説明を終わりとしたいと思います。

参考資料、総合戦略は、将来にわたって活力ある地域社会を実現するための施策をまとめるもので、後期基本計画と同様に、令和３年から５年間を取組期間とする戦略となっております。こちらを朝霞市は、後期基本計画との整合性を図りながら策定に取り組んでいるところです。

先日、「朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」という審議会がありますが、素案の審議を行いまして、素案に対する御意見を伺ったところです。

こちらの御意見が総合計画審議会にも関連するものですので、ここで情報提供させていただきたいと思います。

例えば、保育、介護の分野では、委員からの御意見ですけれども、事業者への金銭的な支援だけでなく、人材不足がこの分野の重大な問題ですので、マンパワーの面での支援が必要ではないかといった御意見がありました。

また、総合戦略では、産業の活性化と起業の支援を施策に位置付けているが、産業分野では事業継承が大きな課題となっているという御意見がありました。

隣人関係について、東京は隣に住んでいる方というのは全く分からない、大阪は親族同様という距離感の特性があるというふうにこの委員はおっしゃっていたのですが、朝霞はその中間の、知人という位置付けで、隣人とほどよい距離感を保っている状況でありまして、朝霞ならではの隣人関係を生かした、孤立の解消を考えるべきであるといった御意見がありました。

以上、本総合計画審議会にも関係する御意見だと思っておりますので、共有させていただきました。

本日の審議会の議事は、資料８－１の御審議がメインになるとと思いますが、事務局からの説明は以上になります。

#### ○中村会長

松尾係長、ありがとうございました。

それでは、第５次総合計画後期基本計画（素案）の序章から６章までの内容に関して御意見をいただく前に、ただいまの事務局からの御説明に対して、やや概略的な説明でしたが、委員の皆様方から何か御意見、御質問などはありますか。まずそれからお伺いします。

小林委員、お願いします。

○小林委員

これは確認ですが、いよいよパブリック・コメントに向けて最終的な作業に入ってきているので、資料８－１の素案が、丁寧にいろいろ資料も作っていただいて、委員会の中で修正、変更。それから最終的にこの形になってほしいと思って、あえて確認ですが、例えば資料８－１の８３ページ、(２)「生活困窮者等への支援」、「①相談体制の充実」の「市の関係部署や市社会福祉協議会などの」という一文について、提供されている資料８－２の２ページ目ですが、ナンバーで言うと１０です。修正前が「市社会福祉協議会など」、その市を取って「社会福祉協議会などの」という修正を加えているわけです。

もう一つ例示として、次は８５ページになりますけれども、「具体的な施策」(１)の現状と課題の右上の中段に、「児童の権利擁護に関心が高まる中」というのがございます。同じく資料８－２の同じページ、ナンバーの１２を見ますと、修正前が「児童の権利擁護」、それが修正後は「児童の権利や擁護」というように、この資料８－２との関係だけ見ると、直っているのか、またほかで修正が加わったのか、いろいろな資料があるので私も全部チェックしているわけでは不是のですが、ざっと頂いた資料を見たところ、冒頭にそういう違いがあったので、何が本当なのか確認したいと思ひまして、細かいところですが、お願いしたいです。

○中村会長

小林委員、ありがとうございます。

松尾係長、お願いします。

○事務局・松尾政策企画課政策企画係長

資料の説明で飛ばしてしまいましたが、小林委員の御指摘、認識しておりまして、完全に反映できていないものがございましたので、御指摘を踏まえて訂正を徹底したいと考えております。申し訳ございませんでした。

○中村会長

松尾係長、ありがとうございます。

小林委員、よろしいですか。

○小林委員

はい。

○中村会長

相当大部の資料、あるいは報告書の記述なので、チェックするのはかなり大変だと思います。したがって、見落としがあるかもしれませんが、再度チェックしていただいて、間違いがあったら修

正をお願いします。

他にどなたか。平井委員、お願いします。

○平井委員

前回の会議で、最初5分間、社会保障について意見を統一する意味でお話させていただきました。このメンバーは、大変優秀なメンバーがそろっていますが、最低限の知識は全員が共有しないと、いい案がでないのではないかと考えています。これから8回、9回目には計画を完成させなければなりません。

ここで感じたことは、事務局で用意した素案を、そのまま流してしまっているケースが非常に多い。つまり、問題意識を持たないままになってしまっている。そうすると、前期と内容があまり変わらないと私は思っています。市長は、長期ビジョンで実効性のあるものと言っています。長期ビジョン、先ほどは後半の5年間と言いましたが、この時代の変化が激しいときに、後半の5年、もっと先のことまで、その先の10年、20年、30年まで視野に入れた計画を立てないといけません。最後の5年間ですけども、もっと視野を広げて、その次の時代まで続くような政策を作るべきだと思っています。それは、最初から一貫して申し上げます。

そして、現状維持型の考え方が非常に多かった。7回の会議を終えまして、前向きな意見は三つしかありませんでした。

一つは、小澤委員の意見が二つありました。前期の計画で抜けている部分は、後期に加える。これは、大変重要なことです。リーマンショック、あるいはコロナで世界は大きく変わっています。世界は大不況になっているわけです。まずそれが1点。

もう一つは、財政のことに触れていました。市民の要望を全部実行したら財政が持たない。スクラップアンドビルドが不可欠だと言っている。大事なことです。

それから、市民環境部の次長の太田さん。外国人のごみ問題、コミュニティの件、私は問題提起しました。太田さんは、前向きな回答を明確に話されました。

前向きな意見というのが、これまでの会議で三つぐらいしかない。後期は、写真を使って、年代を変えて中味を少し変える。これは、市民に徹底しますか。よく考えてください。時代はうんと変わっているわけで、これもうんと変わるような対策を書かないと市民に徹底しないのではないですか。厳しい時代にこんなことでいいですか。

この中でも一番問題になるのが人口問題、財政問題、社会保障問題。これは政府でも一番の課題です。三位一体を、これをうまくやらない限りはどうしようもない。それから、2000年に地方自治法が改正されました。国の役割、地方の役割、県の役割、市町村の役割。明確に役割分担が決まっています。今回の会議では、そのことは一言も触れませんでした。それから、人口問題につい

ては、もう触れません。あと財政、社会保障関係。この中でもこの前、全てという言葉が入っていました。社会保障の大原則は、自助、共助、公助の順です。これは、社会の教科書を見ても、日本の大原則だから調べたらすぐ分かります。

○中村会長

平井委員、今日は審議すべき事項が多い割に時間が余りないので、要点を簡潔にまとめてお話しください。

○平井委員

だから、それをベースにしないと。今まで、それぞれが細かいことばかり話していて、案がまとまりません。そう思いませんか。

ここは全てという言い方がおかしいと申し上げました。

憲法にも書いてありますが、その実行法の生活保護法には、そんなこと書いていません。必ず、社会保障や福祉の面では、必ずブレーキが付いています。だから、生活保護にしても、自家用の車を持っている人も駄目、自分の家を持っている人も、対象にならないです。そういうことも知らないで、全てというのはおかしいのではないですか。

だから、全てというなら、ブレーキを最後まで付けないと、おかしいということです。

○中村会長

平井委員、御指摘の趣旨は分かりました。ありがとうございます。

これでは、ここから本題の審議に入っていきます。

事務局からの説明に従っていけば、序論があり、それから第1章から第6章までとなりますが、議論を整理する都合上、前回と同様に幾つかに分けて御意見をお伺いします。

まず、資料8-1の冊子43ページから61ページまでの「第Ⅲ部 後期基本計画」の「序論」と、62ページから73ページまでの「序章 後期基本計画について」の部分に関して、皆様から御意見を頂戴したいと思います。どなたか、御意見のある方はおられますか。

黒川委員、お願いします。

○黒川委員

52ページから56ページまで、単に数字だけ並べていますが、文言評価は書き加えるのでしょうか。書き加えないと、恐らく次の57ページ以降の問題意識とのつながりが分からなくなると思います。どうお考えなのかお伺いしたいです。

それから、「人口構造の変化」というのが57ページに書いてあって、一般論として人口減少や高齢化という問題よりも、5年間ですから、新型コロナにおけるベッドタウンの役割が大きく変わる可能性があるという書き方の方がいいと思います。一般論として高齢化とか人口減少を言って

も、実際のところ朝霞市は子供の方が増えていって、保育経費を取られているというのが実態です。だから、そういうことではなしに現実を見た方がよろしいという感じはいたします。

○中村会長

黒川委員、ありがとうございます。

事務局から御回答をお願いしますが、当然、これで終わりということはないと思います。

永里課長、お願いします。

○事務局・永里政策企画課長

1点目の52ページから、厳密には53ページから56ページには、数字の推移を書かせていただいています。文言評価についても、ただいま検討をしていたところです。御意見を踏まえましてこちらに評価の書き込みについても、この後やらせていただければと思います。

それから57ページの(1)の「人口構造の変化」の部分につきましても、確かに一般論に終始してしまっている部分があると思います。コロナ等の影響を踏まえたような、5年間での書き込みはできないのかというのは、持ち帰らせていただいて検討させていただきます。

○中村会長

永里課長、ありがとうございました。

小澤委員、お願いします。

○小澤委員

65ページの「財政見通し」のところで、今日の参考資料で「第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」を見させていただいています。人口についてはテーマとして取り上げておられるのですが、大元の財政については、少しもこの素案の中では触れていない。今回、後期では65ページから「財政見通し」ということで、おおむね5か年で歳入・歳出ともに36億ぐらい伸びている現況、429億から465億となっています。一点、その根拠は何かということと、もう一点、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、将来的な人口割合は増加ということで1.6以降。横並びということにはなっているのですが、内訳的に見ると高齢者、65歳以上が増えているだけで、いわゆる働き手の中間層なりというところは減っているのに、どういう仕組みでお金が増えていくのかお答えしていただければと思います。

○中村会長

小澤委員、ありがとうございます。

歳入が増加する根拠は、何かという問いですね。

○小澤委員

このまち・ひと・しごと創生総合戦略のときには全く触れていないので、分からない。ここに少

し書いてあれば分かるのですが。

○中村会長

事務局から、この点に関して御回答をお願いできますか。

○事務局・永里政策企画課長

すみません、後程回答させていただきます。

○中村会長

そうですか。では、後ほど御回答をお願いいたします。

「序論」及び「序章」のところで、他にありましたら、お願いいたします。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

58ページの(4)子育て支援のところで、幼児教育と保育の無償化について全く触れられていません。

○中村会長

言及し忘れたのかもしれませんが、後で付け加えていただきます。

松尾係長、お願いします。

○事務局・松尾政策企画課政策企画係長

「財政見通し」のところは、66ページです。歳入が増えているというところですが、46ページを御覧いただきますと、人口のグラフが書いてあります。小澤委員のおっしゃるとおり、今後高齢者の割合が増えまして、生産年齢人口の割合も減りますが、数で見ますと、まだ若干生産年齢人口も増えているという推計を出してしまして、それに比例するものも一つの要因で増えていると考えております。

○小澤委員

だから、その要因が何かって聴いているの。

要するに、数字を挙げた以上、確たるものがあるわけでしょ。5年間通用するわけだから、そんなに当たり外れがないような数字じゃないと。

この46ページに何かあるよというのは、よく分からないです。さっきのまち・ひと・しごと創生総合戦略の人口の成果品に比べると、これでは読み取れないところがたくさんある。片方の仕事は年齢別に全部細かくやっている。ですから、そことの整理ではっきりしておかないと、人口は分かっただけで財政は何となく1ページで終わっているような気がします。

○中村会長

松尾係長、お願いします。



○事務局・松尾政策企画課政策企画係長

市としては、人口の推計に基づいて、それと連動して財政も考えております。小澤委員のおっしゃるとおり、書き込みが足りないところもありますので、もう少し説明を加えたいと思います。

○小澤委員

片方では、さっき言った生産年齢がね、減ってきている。20年の大きなカーブの中だけど、減っているのにもかかわらず、今の説明だと部分的には増えているというのがよく分からない。矛盾だけでも整理をしておかないといけないと思っただけです。

○中村会長

小澤委員のただいまの御指摘に関しては、事務局でよく精査してください。整合性がないと外部へ出したときに、当然問題視されると思いますので、小澤委員御指摘の点について再度、検討をお願いします。小澤委員、ありがとうございました。

黒川委員、お願いします。

○黒川委員

今のお金の話ですが、市税は全然増えていないわけです。だから、生産年齢人口があまり変化しないということに関しては、整合性が取れているのですが、なぜか国の補助金、国、県の補助金だけが増える。一体何の補助金が増えるのか。それが分からないので、整理しないと毎年10億増えていく計画というのは、何かあったときに恐ろしいことが起きるといった感じがしています。

○中村会長

平井委員、お願いします。

○平井委員

財政について、小澤委員からかなり具体的にしなさいという話が出ました。これも財政に関係のある話です。経費削減という言葉、一方ではしていかなくてははいけません。今までの習慣でただやっていたものを見直して、できるだけ無駄を省いて行こうということも大事です。

朝霞市公共施設の使用見直しに関するパブリック・コメントに応募しました。料金を見直すということで、四つの領域で市民センターは公費50パーセント、使用負担が50パーセントという割合がありました。ところが、調べると片方は1億円以上公費を使って、使用料金はたった1,000万円ちょっと。10対1です。これを改善するという提案をしました。

結果はパブリック・コメントに十何人応募したのですが、反対の方が3人で、3人が反対で通ってしまいました。当月の市議会で、今の経済情勢を踏まえて、値下げで全会一致しました。市議会で全会一致。それはおかしいものですから、政策企画課で確認しました。市内料金を下げても、市外利用者は1.5倍にしたから全体の使用料金は増えるという見解でした。ところが、9割が市

内。市外の方はたったの10パーセント弱です。こっちを幾ら上げても、全体は下がるはずですよ。それが通りました。それが今、10年間続いています。

○中村会長

平井委員、本題に関連付けて話を整理してください。

○平井委員

パブリック・コメントというのも、出し方がおかしいところあります。

だから、前よりは減っています。利用料がその後、減っています。増えるという事務局の判断が間違っていました。

○中村会長

御指摘の点は分かりましたが、パブリック・コメントの意義について、とりわけ実施することの必要性に関して疑問があるということですか。

○平井委員

パブリック・コメントをやるのでしようが、そういうことを十分注意しないとおかしい結果になります。

条例改正をしたら1年後にはチェックし、透明性を確保しない限りは、同じことがこの会議でも続きます。

○中村会長

平井委員は、パブリック・コメントで出てきた意見を政策決定の参考とすると間違った結果を招来するから注意をしなければいけないということを指摘したいのですね。ありがとうございました。

それでは、従前の審議会では、前段と後段に分けて、まず第1章から第3章までについて御意見をお伺いし、次に第4章から第6章までについて御意見をお伺いしたという経緯があります。本日も、1章ごとに区切って御意見を聴取する時間がありませんから、まずは第1章から第3章まで、次に第4章から第6章までについて御意見をお伺いします。では、最初に第1章から第3章までについて、皆様から御意見を頂戴します。よろしく願いいたします。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

大分イメージが付きやすく整理していただきました。確かに後期計画なので、元々今ある計画、大前提の構想が変わらないという前提で後期計画を作っています。関連する個別計画を載せていただいているのですが、個別計画が無いようなものがやはり気になるので、個別計画がどういう進行管理がされているのか伺います。

それと、個別計画について、例えば今作っているものが1章から3章までであるとしたときに、それが、いわゆるボトムアップで個別計画から総合計画の内容に修正を加えているものがあるのかどうか。逆に、最初から総合計画に文章が先あって、個別計画の方にその整合性を付けるような話が行っているのか。今、ちょうど個別計画を作っているものがあると思うので、連携がどうとれるのかをお伺いしたい。

例えば、3章ですけれども「教育・文化」の「学校教育」だと、今作っている教育振興基本計画があります。その教育振興基本計画の中で揉んでいる文章と、こちらの「目指す姿」などにどの程度整合性が図られてきているのか。前回と違っている部分があるわけですが、それは、教育振興基本計画の中で議論しているものが具体的に違った内容ということで理解していいのでしょうか。

「学校教育」のところで、102ページの「規律ある態度」は以前も話が出ていましたが、この成果指標ですけれども、元々「教育に関する三つの達成目標」から持って来ていると思うので、それは「学力」、「規律ある態度」、「体力」という三つだと思います。その中の「規律ある態度」だけをこの目指す姿の下の成果指標に載せるのは、どうしてなのかなど。三つの達成目標全部ではないのか、確認しておきたい。

○中村会長

神田市長公室長、お願いします。

○事務局・神田市長公室長

この後期計画の検討と合わせて同じ時期に改訂を迎えている市のほかの計画との関係性はどうかという御質問でございました。今どこにどう反映されているのかという説明はできないですが、当然ながら時期を同じくして、特に後期計画と合わせて計画時期を設定しているように、なるだけこういう改正も進めておりますので、現在検討中のものは当然庁内において総合計画後期基本計画の議論と、それぞれ持っている施策の計画に対する議論と、同様に同時期に進めております。言葉尻や流れる的なものは、相互に取り込まれながら進められているものと理解しております。

そうでないと、総合計画とそれぞれ個別の事業計画とのかい離が出てしまいます。そのために各部会における議論、それから各所管課における検討も行われておりますので、改めて所管課との意見交換する機会を庁内で設けてまいります。考え方はそういうことになっております。

それから、102ページの「主な成果指標」の中で「規律ある態度の達成状況」というのが教育振興基本計画の中にある項目の一つしか取り上げてないのかという御質問だったと思いますが、ここには学校教育の中の主なものを引き上げているだけですので、それが三つそろわないと不適切であるならば、それはそのように検討しますが、この書き方自体が、幾つかある中での主だったものの成果指標を並べていると今の段階では御理解いただいて、三つそろわないとこれが評価として適

切ではないということがあるならば、もう一度そこは庁内で検討してみたいと思います。

○中村会長

神田市長公室長、ありがとうございました。

田辺委員、よろしいですか。

○田辺委員

例えばですけれども104ページの「(2) 確かな学力と自立する力の育成」という部分だと、教育振興基本計画の中にも同じ項目が、あることはあります。ありますが、「⑤主体的に社会の形成に参画する力の育成」は、表現が全く違います。あとは、特別支援教育の推進というのが教育振興基本計画の中に入っていますが、それはこの⑥の、○の中に入れてしまうというのもどうか分かりませんが、若干ずれているものがありますが、そういうところに関して、今作っている計画自体が変えられてくると理解していいのか。

もう一つ、教育振興基本計画の中には、「朝霞の次代を担う人材の育成」の主な取組が、教育振興基本計画だと道徳教育が1、2、3。そして4番目に教育に関する三つの達成目標という表現になっていますが、この103ページの項立てとは全然違うのですが、その点に関しては、今の教育振興基本計画がこれに合わせてまた編成されるという理解でいいですか。

○中村会長

神田市長公室長、お願いします。

○事務局・神田市長公室長

教育振興基本計画の議論の過程を私は承知していませんので個別の内容に言及できませんが、考え方として総合計画は、施策の総体、概略を示すものです。必ずしも個別計画に当たりるそれぞれの計画の項目や言葉遣いが全て合致しなければならないという考えは持っておりません。少なくとも大きな動向の中で整理されているということが大事だと思っておりますので、御指摘の点は教育の担当とも確認作業等はしておきますが、考え方はそういったところで御理解いただければと思います。

○中村会長

神田市長公室長、ありがとうございました。

猪股生涯学習部次長、お願いします。

○事務局・猪股生涯学習部次長兼図書館長

ただいま神田公室長から説明があったとおりですが、補足です。私も教育振興基本計画の見直し作業の方に携わってございます。

その中では、今回の総合計画後期基本計画の改定とともに、連携をすることについては意識しな

から教育振興基本計画の見直し作業についても行ってございます。

ですから、今公室長が申し上げましたとおり、総合計画の中での大きな施策と教育振興基本計画については、相互に意識しながら作業を進めてございます。若干表現の差異があるかと思いますが、そのような形で作業を行っているところでございます。

以上でございます。

○中村会長

猪股生涯学習部次長、ありがとうございました。

必ずしも全ての記述において文言が一字一句同じというわけにはいかないかもしれませんが、方向性としては、当然整合性を図っていくという御回答だったと思います。田辺委員、よろしいですか。

他に、いかがでしょうか。

松尾委員、お願いします。

○松尾委員

全体を通しまして、よくできていると思うのですが、1か所、違和感があるところがあります。78ページの「生活」のところなのですが、「具体的な施策」として、まず防犯と消費者被害の未然防止と安心できる葬祭の場の提供となっています。どうして突然、葬祭が出て来るのかと思いました。利用率も低くなるし、将来的に葬儀の在り方も変わってくるというところで、これが入っていると思うのですが。市民会館や公民館、同じ市の施設に対する利用率というものが、図書館は教育文化のところでは少し触れていますが、そっちが全然なくて、葬祭場だけ突然出て来たような感じを受けましたので、その辺の説明が必要かと思います。ほかに移せるのかなと見たのですが、やっぱり「生活」しか場所的にはないのかなと思いました。少し言葉が足りないのかなという感じがいたしました。

○中村会長

松尾委員、ありがとうございました。

第1章の「2 生活」のところに、「(3) 安心できる葬祭の場の提供」として、斎場について触れています。これに関して事務局から御回答はありますか。

○事務局・清水市民環境部次長兼地域づくり支援課長

御指摘いただいたとおり、市民センターですとか市民会館、我々の市民環境部会で所管しているのですが、そちらについては、コミュニティに入っています。斎場については、コミュニティのところでは、なかなか馴染まないというところがありまして、大きなくくりとして「安心できる葬祭の場の提供」ということで、今回は入れさせていただきました。前期についても同様に、「生活」

に入れていますので、また次回につきましては、御指摘を踏まえて検討したいと思います。

○中村会長

清水市民環境部次長、ありがとうございました。

平井委員、お願いします。

○平井委員

前、問題にしたのはここです。全ての健康と福祉というのがありました。とても違和感を覚えめました。朝霞市の斎場、これも公費50パーセント、利用者負担が50パーセントです。市民センターは値下げをして、その後10年間ほったらかしで、そのままになっている。こちらは今どのようになっているのかということ进行分析もしないで、いきなり施設の改修が入ってきています。これはどういうことかと思いました。施設を改修する以前に、朝霞市は市民葬祭制度というのがあったそうです。そのことも触れないでいきなり改修です。お金が伴うことです。なぜそうなっているのかお聞きしようと思ったのですが、それは分析されないまま、ここに出ているということが非常に違和感を覚えめました。

以上です。

○中村会長

平井委員、ありがとうございました。

ただいまの平井委員からの御指摘ですが、事務局から回答できますか。

松尾係長、お願いします。

○事務局・松尾政策企画課政策企画係長

平井委員からの事前質問で資料8-6にも同じ御意見を記載しているのですが、後ほど御覧いただければと思います。前回の資料6-1の意見で、まだ施策シートの段階でSDGsの関連する取組を記載するところがございまして、そこに斎場という文章が入っています。それに対する御意見だと思います。この資料8-1には表れていない文言になります。

○中村会長

事情は理解できました。ただいまの平井委員の御指摘の件ですが、資料8-1にはその部分の記述の記載がなかったということですか。79ページ「①斎場の適正な管理運営」では、「・・・計画的、継続的に施設の改善を行います。」と記述されていますが。

松尾係長、お願いします。

○事務局・松尾政策企画課政策企画係長

読み上げます。よろしいですか。

○中村会長

資料の説明をお願いします。

○事務局・松尾政策企画課政策企画係長

前回の資料6-1は、前回の審議会で施策の詳細を検討していただくために使った資料です。こちらに、SDGsの17のうちのどれに関連するかを選択していただいた欄がありまして、その下にSDGsに関連する具体的な内容というところ、1章の大柱2の中柱3につきましては、「施設管理運営事業：多様化する葬儀形態に対応した運営や適切な改修などにより、市民の葬祭が滞りなく行えるまちづくりに貢献します。」と書いてあります。そこに改修という文言が書いてあります。これが取組の一例と言いますか、関連の取組に取り組んでいきますという記載になります。

○中村会長

本日の配布資料で、資料8-6の3ページ、通し番号の8（資料番号6-1）に、平井委員からの事前質問に対して市が回答した内容が記載されていますが、このことですか。

平井委員、お願いします。

○平井委員

12ページ、「歳入、歳出」のところですか。資料8-1です。一般会計の歳入・歳出の方で下の方に書いてありますけれども、「歳出では事業の優先度を政策的に判断し、既存事業の徹底した見直しをするなど限られた財源の効率的・効果的な活用」、これをやっているということですが、これ何かありますか。候補が挙がっていますか。市の方にお聴きしたいのですけれども。既存事業の徹底した見直しというのは挙がっていますか。

○中村会長

平井委員、資料8-1の12ページ「②一般会計 ■歳入、歳出」の記述は分かりましたが、第1章から第3章の中で、これに該当する事業があるかという御質問ですか。

○平井委員

既存事業の徹底した見直しということが書いてあるのですが、何かもう市内で検討して、これは見直さなければいけないというのがありますかということ市の方に聴いています。

○中村会長

それは分かりますが、今は第1章から第3章までの内容を議論しているので、そこに関連しての問いですか。それとも後期基本計画（素案）全般に関連しての問いですか。ただいまは、第1章から第3章までの部分で委員の皆様から御意見を頂戴しているところなので、それと直接関連していない事項であれば、後ほど関係する章のところでお出してください。では、他に、どなたかおいでになりますか。

山下委員、お願いします。

○山下委員

これは最初の話に出ていて、私も事前に出したことと関連してお伺いしたいのですけれども、斎場の課題が、利用率がいろいろ多様化していて、利用率が低下しているというのが課題だと書いてある。私が意見を出したのは、だったら空いているときに葬儀そのものではなくても、いろいろな形で利用してもらうような取組をしたらどうだという意見を出しました。答えとして帰って来たのが、斎場は、基本的には正月以外は開いていると。開いているのはいいですが、開いていても利用率が下がっている。せっきく公共の場があるから開けなくてはいけないと考えているのか。はたまた、ここは葬儀を行う場だから葬儀を行う人というか、周りの方のニーズにできるだけ応えるのは大事ですけれども、周りの方の利用で利用率が下がってしまうのは、しょうがないこともあると思います。ここに書いてある取組は具体的なあれを書いているような気がして、この記載がそもそもというのもあるのですが、基本的に担当課としてどう考えて、そこの大元のところ、この場所を葬儀だけやっている場、適正に行っていくと考えているのか、せっきくだから有効利用をしようと考えているのか、その方針だけ確認させていただきたい。

○中村会長

山下委員、ありがとうございました。

事務局から、御回答をお願いします。

○事務局・清水市民環境部次長兼地域づくり支援課長

利用率の話なのですが、斎場自体が公民館や市民センターと違って一つしかない施設でもあります。今回のコロナの関係で、市民センターは閉じたのですが、斎場については市民の方にとっても必要な施設ということで開けた状況もあります。ですので、市としては使える方は是非使っていただきたい。もちろん、斎場の事務というものはあるのですが、それ以外に指定管理でやっていますので、指定管理の方で自主事業をやっています。内容といたしましては、例えば葬儀の相談もやっています、こちらは奇数月の友引の日の午前9時から午前11時まで。空いている時間に展開しているところなので、元々葬祭の場であるとともに、そういった市民の方々のニーズも含めて、自主事業についても、これから検討はしていきたいと思っています。

○中村会長

清水市民環境部次長、ありがとうございました。

山下委員、お願いします。

○山下委員

で、あるならば、「安心できる葬祭の場の提供」という書き方自体がどうなのかと思うところもあるので、そこは是非、検討していただければと思います。



あともう1点。これも事前にかかせてもらったのですが、1章から3章という関係ではないのですが、全体としてSDGsの話で61ページに施策、「SDGsの視点を踏まえた施策の推進」があって、各項目に大柱に一応関連するものを付けていると。ただ、これだけでは分かりにくいというのが質問の趣旨であって、それに対する答えが、もう少し詳細のものを書くページ数の限界があるからと。「例えば巻末に掲載することも含め、記載について改めて検討する」とあるのですが、巻末に別に記載したら、それはそれでページ数も増えるということがそもそもあるのですけど。SDGsを掲げて持続可能な社会の実現と、「暮らしつづけたいまち 朝霞」というのには共通項が確かにある。例えば、一番目の「防災・消防」のところには、11番の「住み続けられるまちづくりを」と確かに付いてはいるのですが、実際SDGsのこの下に169のターゲットがあって、それも見てみると、これが朝霞市の防災、消防、防犯体制に、結局国レベルの話をしているので、直接的に結び付きにくい。分かりやすく言うと分からないということですけども、61ページの中では、SDGsが掲げる理念や目標を身近なものに感じながら、後期基本計画を推進し、みんなが安心して暮らせる社会の実現を目指す。身近なものを感じながらと言っている割には、私には身近なものには感じられないということがあって、取りあえず載せている的に私にはどうしても見えるのですが、その辺りのお考えいかがでしょうか。

○中村会長

山下委員、ありがとうございました。

再度、事務局から、御回答をお願いします。

神田市長公室長、お願いします。

○事務局・神田市長公室長

全体を通してSDGsを、市の計画や制度の中に初めて取り入れるケースです。これは取り入れるとか取り入れないとかの判断基準ではなくて、やはり世界的に地球環境なり、持続的な地球を守ろうという観点から、全ての人がこれに関心を持つものだと、若しくは行政もできることはやっていかないといけないということが必要だと思っています。その中で御指摘がありましたように、これだけでは意味が分かりませんので、更に細分化されたものも提示されておりますけれども、それをかみ砕いても読み取れません。更に言えば、朝霞市の施策がこれ以外に、この下につながっている事務事業まで落としていくと、どう関係しているのか突き詰めないといけない。それは物理的にも技術的にも非常に困難でありますし、それを全て関係付けたからといって、それがすぐ施策として動きだせるかというのと別問題だと思っています。したがって、今の段階においては、少なくともそういった関連性があるということを気付くこと、それから市民の方にも関心を持っていただきたい。そういうことが大事だと思っておりますので、その第一歩を踏み出すために、こういったマ

トリクスで分かりやすく表現したつもりです。御指摘のように、作業にどう反映しているのかという問いについては、当然、実施計画以降の所管課における事務の中でどういう判断を下すか、どういう計画の中に作業の中に生かしていくかというところが問われることは承知しておりますけれども、それを全て入れ込むのは現実的に不可能ではないかと思っています。そのために、この段階でこの計画の中には表記しておきたいと思ったところです。

○中村会長

神田公室長、ありがとうございました。

持続可能な開発目標（SDGs）は、国連加盟の193か国が2030年までに達成する目標として掲げたもので、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されており、わが国もSDGs推進本部を立ち上げて、積極的に取り組んでいるところです。SDGsは、経済・社会・環境の3つの分野における持続可能な開発を統合的な取組として推進するものです。そのような中で、私は、朝霞市が後期基本計画の中で各施策をSDGsが掲げる17のゴール（目標）と紐付けするのは、自治体政策の第一段階だと思っています。おそらく事業内容にもっと踏み込んで具体的に記述するのは、次の第6次総合計画になると思います。全国のかなりの自治体において、各事業とSDGsとを紐付けした報告書等が出てきています。では、SDGsが掲げる17のゴール（目標）なり、169項目のターゲットの内容が、各自治体の施策にどこまで落とし込まれているかといえば、どこの自治体でも財政等の制約があって、まだまだ手探りの状態にあります。SDGs未来都市に選定されている自治体が全国で三十幾つかありますが、それらの自治体の中からは、かなり踏み込んだ内容を記載した報告書等も出てきてはいます。しかし、まだ多くはありません。私も何点か目にはしていますが、圧倒的に多くの自治体では、いま我々がやろうとしている段階にあるのではないかと思っています。ただし、これは以前にも議論となったことですが、後期基本計画ではここまでよいとしても、第6次総合計画では、もっと踏み込んだ内容としなければならないということを事務局へも伝えてあるところです。そこで、我々は第6次総合計画の策定に関わることはないと思われるので、第5次総合計画後期基本計画では我々の責任においてその方向付けだけはしておきたいと考えています。その点については、事務局と共通した認識をもっています。

他に、どなたかいかがでしょうか。

白井委員、お願いします。

○白井委員

79ページの「安心できる葬祭の場の提供」の「②墓地の設置状況の把握」とありますが、ほかの項目は、①、②の括弧の目標に直接つながるような形になっています。例えば上の（2）であれ

ば、「消費者の自立支援の充実」の細かくしたものとして、消費生活を支援すること、それから消費生活相談の充実をさせること。これによって消費者の自立支援を充実させることと読めますが

(3)の葬祭の場の提供については、②は設置状況を把握することとなっていて、設置状況を把握することが、どのように、どうして安心できる葬祭の場の提供につながるのかということが分かりにくいです。ここは最初のステップとして把握するということが重要だということは理解できますが、書き方としては、把握してどうするのかというような、安心できる葬祭の場を提供するための指標になっていけばいいのではないかなと思いました。前期も同じ書き方ですので、後期もそのままになっているのだと思うのですけれども、ほかの項目に比べて違和感がありました。

もう一つ細かいところですが、例えば76ページの「目指す姿」の表があります。表の中身ではなくて数値の書き方ですが、「消防団の充足率」は平成26年が98.55で、令和元年度が98、令和7年度が100となっているのですが、平成26年と令和元年は実績というか実際分かっている値なので桁数そろえるべきだと思いました。

それから同じようなことが、ほかの表にも結構ありまして、例えば88ページ、「高齢者支援」の「目指す姿」の表があるのですが、一番上の「元気高齢者率」、平成26年度は86となっているのですが、これも小数点が86.0なのか、四捨五入したのかが分からない。細かいですが、データを見るので、すごく気になってしまいます。それから、ほかにもいろいろありますので見ていただければと思うのですが、例えば124ページの「コミュニティ」の「目指す姿」というところの表は、目標値だけが、なぜか細かく61.19と小数点第二位まで書いてありますが、なんでここだけ第二位になっているのか、二桁になっているのかよく分からないということで、数字の取扱いは、気を付けていただけたらと思います。

以上です。

○中村会長

白井委員、ありがとうございました。

ただいま白井委員から、二点の御指摘がありました。一点は、先ほども議論となった「(3)安心できる葬祭の場の提供」のところで、記載の内容にやや違和感があるので、少し修正したらどうかという御指摘です。もう一点は、成果指標等を出ている数字の取扱い方について、整合性を欠いているきらいがあるので整理したらどうかという御指摘です。これらに関しては、とくにいま回答をいただかなくても、指摘された点を見直してみても整理をすることで大丈夫だと思いますが、事務局から、何かコメントすることはありますか。

○事務局・永里政策企画課長

見直しをさせていただきます。

○中村会長

他に、いかがでしょうか。

平木委員、お願いします。

○平木委員

第2章の「健康・福祉」の質問をさせていただきます。前回、第2章の「健康・福祉」の「障害者支援」について、障害のある方の利用について一般就労だけではなく、福祉的就労の記載が必要ではないかという質問に対し、お答えを頂いたのが、障害者福祉サービスの充実、こちらの素案の93ページになるかと思うのですが、93ページの(2)の②障害福祉サービスの充実、「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実を図ります」。こちらの中に記載となっていますというお答えを頂いたのですが、前期の冊子の71ページを見ますと、同じ(2)の方で、障害福祉サービスの充実は同じものになっています。前期では、(3)の自立した社会生活就労支援の中に、多様な就労機会や福祉的就労施設などの文言が入り、この説明もあるのですが、後期になりますと、3番が一般就労の促進となっています。前期から後期が変わるときに、どうしてこのようになったのか。いわゆる多様な就労と福祉的就労が文言として入っておらず、更に障害福祉サービスの充実も前期と同じなので、どうなっているのかをお聴きしたいと思います。

○中村会長

平木委員、ありがとうございました。

記述の内容が後退しているのではないかと。直接そのような表現はしませんでしたがおそらくそのような疑念をお持ちになったのではないかと思います。

事務局から、御回答をお願いしてよろしいですか。

佐藤福祉部参事、お願いします。

○事務局・佐藤福祉部参事兼福祉相談課長

前回、御質問頂いて、この特別就労も含めて検討するよということには伝えました。今回、反映されてないということではございますが、担当の方では、障害者総合支援法に一般就労と特別就労が全て含まれているもので、サービスを充実していくということと考えていると思うのですが、今一度、確認を取らせてください。

○中村会長

佐藤参事、ありがとうございました。

これらの記載の中にすべてが包含されているということであれば、そのこと分かるように何か工夫をする方法もあると思います。引き続き、検討をお願いいたします。

平木委員、よろしいですか。

○平木委員

はい。

○中村会長

他に、いかがでしょうか。

黒川委員、お願いします。

○黒川委員

76ページの防災に関わることですが、この5年間、防災に関する環境で一番大きく変わったのは、航空機が飛んでくるようになったことです。夕方、3時から7時まで2分間隔で南風のとおり飛んでくるわけです。飛んでくることは今更どうにもならないので、航空機防災に関して、きちんと考えていかないといけないということを、次の5年間で考えていかなければまずいと思うのですが、いかがでしょうか。

○中村会長

黒川委員、ありがとうございました。

第5次総合計画前期基本計画の策定段階ではなかった事項で、新たに出てきた課題です。その取扱いをどうするかという問題です。

事務局から、お願いします。

○事務局・田畑副審議監

ほかの議員の方からも議会で御質問等は頂きましたが、現在、地域防災計画の中に航空機事故対策はあり、対応マニュアルのようなものを策定する予定ではあります。この計画に細かく記載するのは難しいかもしれません。

○中村会長

黒川委員、お願いします。

○黒川委員

担当課のレベルを超える事項ですよ。市町村をまたぎ、ときには都道府県をまたぐ。防災計画だけでいいのか疑問です。もう少し上位計画として、きちんと考えて位置付けて、この5年間対策を考えるということをしないとまずいのではないかと思います。その後、出来上がったところに関しては防災計画でやっていかないとまずいと思います。どうでしょうか。

○中村会長

この審議会の範囲を超えているかもしれませんが、回答できる範囲で事務局からコメントをお願いしてよろしいですか。

神田市長公室長、お願いします。

○事務局・神田市長公室長

今御指摘があったように、新しいテーマであることと、担当も答弁したように地域防災計画の中に実質的に航空の問題というのは入っています。ただ、確かに時点がずれておりますので、その手当はしないといけないというのが担当のお話です。更に黒川委員から御指摘があったように、そうはいっても単体の話ではないという観点からいくと、まずは状況の認識という点で捉えておくことが大事です。57ページ等々の社会の潮流の中で、前期から変わっている大きな視点ではありますので、市内全体に音が飛んでいっているという意味では大きい影響が出ているので、まず認識を書き取りたいと考えています。それぞれの防災の体制強化については、76ページ、77ページの「防災・消防」の中で読み込めると理解させていただきたいと今の段階では考えますので、いずれにせよ、何らかの認識をここに掲げていきたいということで整理したいと思います。

○中村会長

黒川委員、よろしいですか。

神田公室長、ありがとうございました。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

82ページの「地域福祉」ですけれども、地域福祉を大柱化したというのはいいと思いますが、内容的には、やはり大きく「地域共生社会の構築」という部分と、「生活困窮者等への支援」と二つに分けていますが、地域福祉計画も今作っていると思います。こういう内容でいっているのかどうか。この中はソフト的なものがほとんどなので、社会の構築という表現もあるのですが、やはり地域福祉が行われる施設、包括支援センターがこれから5年の間に、和光などでも既に取り組み始めていますけれども、必ずしも高齢者だけではない対応が始まっていると思います。そういう意味で地域福祉の中に、位置付けをされてくる可能性はあるのではないかと。それに関して、あるいは施設の配置なり必要になる可能性もあると思うので、少しハードの部分も触れた方がいいのではないのかなと思います。具体的には今申し上げられませんが。

○中村会長

田辺委員、ありがとうございました。

ただいまの御指摘に対して、事務局から、回答をお願いします。

佐藤福祉部参事、お願いします。

○事務局・佐藤福祉部参事兼福祉相談課長

現在、地域福祉計画の策定に取り組んでいるところでございまして、先ほど委員がおっしゃったように、総合計画との整合性を保つような形で進めさせていただいております。この中で、地域共

生社会の構築につきましては、地域福祉計画の中でも一番に位置付けるような形で、また、相談支援体制の充実も含めて検討しているところでございます。その過程で、地域共生社会の構築の中で体制や場所について検討して位置付けていくことにはなっております。まだこの中では具体的なものは書き込んでいるような状況ではございませんが、地域福祉計画の中でも具体的なものは一切位置付けられてはございませんが、ここに向けて、取りあえず検討するという状況でございます。

○中村会長

佐藤福祉部参事、ありがとうございました。

第1章から第3章までの内容について、委員の皆様にはまだ御意見あるかと思えます。最後に少し時間を取れるようであれば、全体を通して御意見をお伺いしますので、その際にまた御意見を申し出させていただくとして、ひとまず第1章から第3章までに関してはここまでとします。

ここからは、第4章から第6章までの内容について、皆様から御意見を頂戴いたします。

大門委員、お願いします。

○大門委員

事前質問で御回答は頂いているのですが、どうも納得のいかない部分がありますので、改めて御質問させていただきます。

172ページでございます。「(4) 適正かつ効率的な行政事務の遂行」の分野ですけれども、現状と課題の記述の中で、「働き方改革の推進などを受けて」という記述があるのですが、これとの関連で、働き方改革の有用なツールとして最近テレワークが非常に大きな課題になっております。ほかの自治体、特に東京23区などでは昨年からはテレワークを精力的に検討してまいりまして、そういった中で今回、緊急事態宣言が出た関係もあって、やらざるを得ないという状況もありました。緊急的なテレワークということでは、恐らく朝霞市でも何らかの形でやっているのではないかとと思いますが、そういったことが引き金になって、更に検討が進められています。

この計画は、2021年から2025年ということで、これから5年間を見据えてここに盛り込まないといけないわけです。そうすると、企業だけではなく自治体も相当テレワークでこなせる部分が出てきますので、この5年間に、一定程度浸透してくるのではないかとということも考えられます。そういった意味では、やはり少なくとも小柱の中に、できれば一項目テレワークの活用を入れていくのが筋じゃないかなと思っています。御回答では、現状の柱立ての中で検討していくと、どこの柱立てで検討していくのかなと思っています。

確かに自治体の場合は、職務専念義務との関係、情報セキュリティの問題、いろいろ課題はあります。ただ、やはりやれる部分は、当初ワークライフバランスの一環として、育児や介護、そうい

った問題を抱えている職員も含めて、むしろテレワークによって生産性を向上させるという観点もありますので、何らかの形で一項目起こしていただけるのが、これからの5年間を見据えた場合には望ましいと思います。最低でも、この現状と課題の中で、働き方改革の推進などを受けてテレワークの導入などを加えた形で現状分析に触れていくような形にしていき、5年後とのギャップが出ないようにカバーしていった方がよろしいのではないかなと思います。検討はこれから進められると思いますけれども、今検討段階であっても、この5年間に恐らく何らかの形で導入があるのではないかなと思っています。もう一度お考えをお聴きしたいなと思っています。

○中村会長

大門委員、ありがとうございました。

事務局から、回答をお願いします。

永里課長、お願いします。

○事務局・永里政策企画課長

テレワーク等についても当然環境整備を含めて今後5年間のうちに、今回のコロナのような事態もあり得ないとは限らないので、当然市としても進めて取り組んでいくという考えはあります。ただ、柱立てに関しては、我々としては「③ICT等の適正かつ効果的な活用」という中にテレワーク等についても包含されるものと考えております。小柱として立てるのはバランスがどうかということも考えております。我々としては、この③の中に含めて考えていくということで、策定させていただいているところです。

○大門委員

③の中でということになりますと、テレワークという言葉自体が全く出ていないですが、そういったものを入れた方がいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。改めて御検討いただければと思います。

○中村会長

永里課長、お願いします。

○事務局・永里政策企画課長

③の中でワードとして取組の詳細のところに触れるということについては、持ち帰らせていただければと思います。検討させていただきます。

○中村会長

是非、前向きに検討をお願いいたします。大門委員、永里課長、ありがとうございました。

小澤委員、お願いします。

○小澤委員



デジタル化も③に含めるということによろしいでしょうか。

○事務局・永里政策企画課長

デジタル化の方が言葉として適切であれば検討します。

○小澤委員

それはお任せします。要するに含んで考えているということでしょうか。

○事務局・永里政策企画課長

こちらで含んで考えています。

○小澤委員

ありがとうございます。

いつ実施になるか分かりませんが、教育の方で教科書が廃止になって、そのうちタブレット化という話も出ています。5年の中でどうこうとなったときに、行政改革も大変なものがあるので、そういうのも全部含めているという、荷が重いので、簡単に含んでいると言えるかどうか分からないですけれども、含んでいきますという前向きなお答えだったので有り難いと思っています。

○中村会長

たいへん重い課題を背負わされたようですが、新たな社会の方向としても、政府が決定したわけですから、本市もそのような方向へ踏み出さざるを得ないでしょう。

小澤委員、永里課長、ありがとうございました。

他に、いかがでしょうか。

黒川委員、お願いします。

○黒川委員

二つありまして、一つは118ページの指標であるCO<sub>2</sub>の排出量ですが、市の事務事業で図るのが適切なのかどうか。CO<sub>2</sub>排出というのは、みんなでやらなければいけないので、市の職員だけに押し付けているような感じがあります。最初はいいのですが、次の5年間でこれはまずいだろうという感じがしていますので、これをどう考えるのか。

二つ目は、126、127ページの市民活動について、これからの朝霞市でどのように皆のものだと朝霞市を認識してもらって、先ほどあった自助、共助を引き出せるかが課題になってくると思います。成果指標はNPO法人数でいいのかどうか。実際にNPO法人を立てると、補助が出ます。作ったきりになっている法人ばかりになっているので、そうではなく、実際には何法人であろうが、任意団体であろうが、市民のために役に立つ活動をしてもらうことが大事で、そのための文言整理についてお伺いしたいです。

○中村会長

黒川委員、ありがとうございました。

ただいまの黒川委員の御指摘について、事務局から、回答をお願いします。

清水市民環境部次長、お願いします。

○事務局・清水市民環境部次長兼地域づくり支援課長

2点御指摘いただいたのですが、まず環境の118ページですが、おっしゃるとおり、市の事務事業の削減率について、2年間延びまして、環境基本計画を今策定しているところです。その中で、地球温暖化の計画も入れ込む予定になっていまして、委員のおっしゃったとおり、その地球温暖化の計画について、事務事業の計画、いわゆるこちらは市の計画、もう一つ、市民全体の計画も今回基本計画の中で検討することになっていきますので、そちらの方で恐らくそういった指標も提示されると思います。次回、指標に取り込んでいきたいと考えています。

続いて2点目、市民活動ですが、おっしゃるとおり、NPOの法人数が主な成果指標というものもどうなのかという部分もありますので、例えば、127ページにNPOやボランティア等との協働事業数ということで、これは、市民の方と市の事業で、共催などの経緯があり、指標として掲げていますので、また検討させていただきます。

○中村会長

清水市民環境部次長、ありがとうございました。

黒川委員、よろしいですか。

任意団体というのは、情報を集めづらい、把握しづらいという面はあると思います。特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法が1998年（平成10年）12月1日に施行されて22年が経ちました。この間、全国各地でたいへん多くのNPO法人が設立されて、様々な分野で非常に大きな役割を担ってきました。これらNPO法人を含めて市民活動団体がいま大きな世代交代の時期に達しています。この世代交代がスムーズにしている団体は、引き続いて活動が活発に展開できているが、世代交代が必ずしもうまくいっていない団体は、活動自体も後退してきています。これはNPO法人に限ったことではなく、一般法人の場合でもその傾向は見られます。ましてや法人格を有していない任意団体の場合には、なおさらその傾向は顕著です。いままさに転換期にあります。したがって、NPO法人に限定せず、もう少し広い範囲で市民活動団体の情報を集め、これを指標化するというのであれば、かなり意味があると思います。NPO法人に限ってしまうと、どうしても抽出が絞られてしまい、範囲が狭くなってしまいます。これは、黒川委員の御指摘の通りだと思います。

ちなみに、この「NPOやボランティア等との協働事業数」というのは、必ずしもNPO法人に

限定しているわけではありませんね。我々が一般にNPOという用語を使う場合には、法人格の有無にかかわらず、非営利の市民活動団体を総称してNPOと表現しています。そういう意味では、かえってこちらの方が実体に即しているのかもしれませんが。

他に、いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

#### ○田辺委員

124、125ページの「コミュニティ」ですけれども、「活動施設の充実」という表現で、結局、施設自体は適切に維持管理して、あとは改修するという表現しかありません。例えば自治会で、いわゆる町内会館を持っていないところもあると思います。当然のことながら、そういうところは必要な施設が出てくるだろうという前提で、私は前から別の形で地域の集会施設がもっと増えるべきだというふうに言っていますが、それについての余地は残しておいていただきたい。表現として新しい施設を作るという部分が全くない。余地として入れておくべきではないかというのと、124ページの町内会の目標値が、今と5年後が、同じ41.4という加入率です。やりようによっては増やせるという実績があるので、やはり加入率自体が一向に上がらないような設定の仕方というのは、まずいのではないかと思います。

これは、コミュニティと市民活動、先ほどの絡みですけれども、関連する個別計画も公共施設等総合管理計画しかないようなので、それはやはり、本来必要なのではないのかなと思います。何も計画もない中で、目標自体もこういう形になってしまっている向きもあるのかなと思います。客観的なチェックをする機関がないということになると思います。その点も併せてお願いします。

#### ○中村会長

田辺委員、ありがとうございました。

田辺委員から、何点か御指摘がありました。事務局から、回答できますか。

清水市民環境部次長、お願いします。

#### ○事務局・清水市民環境部次長兼地域づくり支援課長

まず、施設の改修の関係ですけれども、町内会館は8館です。市民センターの中に町内会館が併設されているところもあるのですが、おっしゃるように、町内会単独で持っているところもいくつかございます。そちらについては、例年予算の時期に施設の改修計画をそれぞれの町内会に上げていただいて、こちらで補助しているというところもございますので、今御指摘いただいた点については、新設も含めて考えていきます。

指標の関係ですが、加入率につきましては、例年1パーセントずつ下がっているという状況があるので、成果指標として、現実に即した形だと上げるというのはなかなか難しいというのもありま

す。ただ、おっしゃるように、市の姿勢としては必要だとは思っていますが、代表的なこの成果指標として、別に挙げられるものがあれば、それも含めて検討したいと思います。

○中村会長

清水市民環境部次長、ありがとうございました。

それでは、全体を通して序章から第6章までの内容で、皆様から御意見、御質問、あるいは御指摘を頂戴いたします。どなたか、おいでになりますか。

松尾委員、お願いします。

○松尾委員

全体を通してという意味でも、この審議会でも回を重ねるごとにいろいろなものができていますが、まず1点。やはりコロナの収束の見通しが立っていないので、これは誰も分からない話ですけども、それに付随するいろいろな事業が、来年、あるいはもう少し先まで続くということを想定したくはないのですが、想定をしたときに、実際にこれは施策になって出るところに、大分違う内容だと言われるのがつらいところもありまして、どの程度まで逆に盛り込めるのかということも、これもまた非常に難しい話ですが、少なくとも今、来年度の予算に向けて各省庁、下準備が始まっています。事務局としては、どんな臨み方をすればいいのか、お聴かせいただければと思います。

○中村会長

松尾委員、ありがとうございました。

その御指摘は、たいへん重要な、大事な観点だと考えます。ある意味、この新型コロナウイルスに関連する課題は、この1年の間に突如出てきた問題ではあるが、本年度に限らず、この先数年間に亘って対応が迫られる重い政策課題となることは間違いないでしょう。当然のことながら、この第5次総合計画前期基本計画の策定段階では想定されていなかった事項であり、まさに降って湧いたような事例ではあるが、絶対に避けては通れないテーマとなってしまいました。事務局として何かお考えはありますか。

神田市長公室長、お願いします。

○事務局・神田市長公室長

非常に大きな話ですが、この計画自体は、今年度中に策定することになっています。併せて来年度に向けて、当然予算編成も始まる時期です。今までの議論を踏まえ、予算書等にも、他の計画等々にも反映しながら作業を進めている最中です。国の動向、国の予算付け、行政にも影響する部分もありますけれども、それを待つて反映しなければいけないかということ、市独自でその時点の情報の中で判断せざるを得ない分部だと思っております。

したがって、これからパブリック・コメントを実施し、皆さんと最終的な擦り合わせをする機会

を設けますので、それまでの間に発生することや、大きく転換することについては、当然その中に入れ込まなくてはならないと考えております。

既にコロナの関係に当たりましては、状況認識の中にも書き下っておりますし、実際86ページにあります保健・福祉の中の保健・サービスの記述の中にも、危機管理の充実と健康機関の充実というところでうたわれています。各方面で、先ほどのテレワークではありませんが、各方面のやるべき施策は、それぞれの実施計画段階においても反映するべきだと考えておりますので、作業手順上は、このパブリック・コメントのあとの最終擦り合わせまでの時間があるということと、他の計画や予算編成も併せて、それらを常時取り込みながら準備作業を進めていきます。同時進行的に進めていくということで御理解いただければと思います。

○中村会長

神田市長公室長、ありがとうございました。

黒川委員、お願いします。

○黒川委員

今の件に関してですが、新型コロナの対処療法的な、国や県からお願いされることは、あまり中期計画に書かずに、臨戦態勢のような形でやるのが望ましいと思いますが、一方で、新型コロナで首都圏や日本の中での朝霞市の位置が変わる可能性があります。これは、朝霞も80年前はベッドタウンになるなんて誰も思ってなかったのですが、急にベッドタウンになってこういう都市構造になりました。それが変わる可能性がある、ということであれば書かなければいけない。

それからもう一つは、福祉がそうなのですが、今まで見落としていた、向き合わなくてもいいと思っていたことが、急に浮上してきているものがあります。そういうものをどうするかということは、書かなければいけないという感じはしています。

対処療法的な、国で言えば、「Go Toトラベル」みたいなものです。予算措置でやっていくしかならないと思うので、政策に書いて5年間続くかということ、難しいという感じがしています。

意見です。

○中村会長

黒川委員、ありがとうございました。

黒川委員の御指摘の通りだと思います。この後期基本計画に落とし込んでおくべき事項と、適宜対応すべき事項とを精査して、記述することが必要だと思います。そこは、事務局において精査しながら、修正していただきたいと思います。

鈴木副会長、お願いします。

○鈴木副会長

後期の素案について議論して、こんなに御意見が出るとは思っていませんでした。これだけたくさん意見が出てしまって、今後のスケジュールとして、事務局はどういうふうにしたいかお話し  
願いたいと思います。

○中村会長

鈴木副会長、ありがとうございました。

事務局から、今後のスケジュールなども含めて、回答をお願いいたします。

松尾係長、お願いします。

○事務局・松尾政策企画課政策企画係長

このあと皆さんの事後質問を実施しまして、時間の関係上出せなかった御意見は、こちらでもう一度御意見いただきたいと思っております。

それを踏まえて修正をしまして、修正したものを委員の皆様にご確認いただき、最終的には会長と協議の上、パブリック・コメントにかける素案を決定してまいります。

パブリック・コメントは11月中旬ごろから30日間行いたいと思っておりますので、タイトなスケジュールですけれども、直近はそういう流れになります。

パブリック・コメントが終わってからの流れを簡単に説明しますと、1月に次回の審議会を開催しまして、そちらでパブリック・コメントを踏まえた修正、最終的な案をご確認いただき、最終的には年度内に策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○中村会長

鈴木副会長、よろしいでしょうか。

○鈴木副会長

はい。

○中村会長

松尾係長、ありがとうございました。

他に、事務局から、何かお話しすることはありますか。

とくになければ、本日の議事に関する審議は、これで終わりにします。

◎3 その他

○中村会長

その他の事項で何かありますか。

松尾係長、お願いします。

○事務局・松尾政策企画課政策企画係長

事後質問と今後の流れは説明したので割愛させていただきまして、パブリック・コメントの実施に合わせまして、骨子のパブリック・コメントと同じように市民意見交換会をオープンハウススタイル、パネル展示で開催したいと思っています。日程等はまた別途、決まり次第委員の皆様にお伝えしたいと思います。

以上です。

○中村会長

松尾係長、ありがとうございました。

それでは、次回審議会は、年明けの1月に開催を予定しているとのことですから、委員の皆様にはよろしく願いいたします。

○田辺委員

いいですか。

○中村会長

田辺委員、どうぞお願いします。

○田辺委員

そのパブリック・コメントの回答は、そちらでされると思いますが、どんな回答をしたということは、情報共有されるのでしょうか。

○中村会長

松尾係長、お願いします。

○事務局・松尾政策企画課政策企画係長

次回の審議会は1月開催予定ですが、審議会で御確認いただいたあとに、コメントを公表していくという流れを取りたいと思っています。

○中村会長

松尾係長、ありがとうございました。

鈴木副会長からは、こんなにたくさんの御意見が出るとは思わなかったという御発言がありました。私は、もっとたくさん意見が出て、それでも言い足りないという方がいらっしゃるのではないかと考えています。それについては、誠に申し訳ございませんが、事務局の方へお寄せください。それらを整理、検討したうえで、後期基本計画（案）に反映できるものについては、取り込みたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎4 閉会

○中村会長

本日も長時間お付き合いいただき、本当にありがとうございました。

大分日も落ちてきましたので、気を付けてお帰りください。

これをもって、第8回審議会を終わります。ありがとうございました。